

意見書案第2号

低炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進を
求める意見書（案）

温室効果ガスの削減は、地球温暖化対策のため、世界を挙げて取り組まなければならない重要な喫緊の課題である。

我が国で排出される温室効果ガスの約9割をエネルギー起源のCO₂が占めている。本来であれば、京都議定書の「第1約束期間」における排出削減目標マイナス6%の取組みは、エネルギー起源のCO₂を中心に進めなければならないところであるが、排出削減の推進にあたっては、世界第3位の森林率を誇る豊かな森林吸収量の確保を中心に据え、地球温暖化対策が進められているところである。

こうした中、平成24年度税制改正において、石油石炭税に税率を上乗せする「地球温暖化対策のための税」が制度化され、今後、広範な分野にわたるエネルギー起源CO₂の排出抑制が進められることは、大きな前進と受け止めている。

しかし、当該税の使途に森林吸収源対策を加えることについては、平成25年度以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて、引き続き検討するとされており、まことに残念の極みである。

関西広域連合では、2030年頃の将来像の一つに、省エネ開発や再生可能エネルギーの導入、森林のCO₂吸収源機能の発揮等による「暮らしも産業も元気な低炭素社会」の実現を掲げ、関西スタイルのエコポイント事業や森林吸収等で取得したクレジットの広域活用などの地球温暖化対策を推進している。

そこで、国においては、平成25年度税制改正において、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策もあわせて位置づけるなど、低炭素社会の実現に向け総合的に取り組むとともに、国、地方挙げて温暖化対策の取組が進められるよう十分な対策を強く求める。

以上を、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年8月23日

関西広域連合議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

農林水産大臣

環境大臣 様

関西広域連合議会議長